

総務委員会会議録

日時 平成19年6月26日(火) 開会時間 午前10時04分
閉会時間 午後2時17分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 渡辺 英機
副委員長 丹澤 和平
委員 土屋 直 中村 正則 森屋 宏 河西 敏郎
岡 伸 木村富貴子 安本 美紀
議長 内田 健

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総務部長 古賀 浩史 会計管理者 新藤 満
人事委員会委員長 浅井 和夫 代表監査委員 野田 金男
選挙管理委員会委員長 新海 治夫
防災危機管理監 櫻本 安善 理事 笠井 智明 理事 浅川 幸治
次長 花形 俊雄 次長(人事課長事務取扱) 輿水 修策
次長(消防防災課長事務取扱) 笹本 勝相 職員厚生課長 原田 広幸
財政課長 原 昌史 税務課長 酒井 善明 管財課長 石合 一仁
営繕課長 藤江 昭 私学文書課長 宮下 正範 市町村課長 久保田 克己
出納局次長(会計課長事務取扱) 窪田 守忠 管理課長 武井 輝幸
工事検査課長 佐野 今朝男
人事委員会事務局長 石井 俊彦 人事委員会事務局次長 名取 幸三
監査委員事務局長 山本 正敏 監査委員事務局次長 宇野 哲夫
議会事務局次長 笠井 祥一

議題

- 第六十七号 山梨県公益認定等審議会条例制定の件
- 第六十八号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 第七十五号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件
- 第七十六号 山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中改正の件
- 第七十七号 特別職の職員の退職手当に関する条例中改正の件
- 第七十八号 山梨県職員の退職手当に関する条例中改正の件
- 第八十号 県有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例中改正の件
- 第八十一号 山梨県県税条例中改正の件
- 第八十二号 選挙長等の報酬及び費用弁償条例中改正の件
- 第八十七号 平成十九年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第四条地方債の補正
- 第八十九号 平成十九年度山梨県市町村振興資金特別会計補正予算
- 承第三号 山梨県県税条例中改正の件
- 承第四号 山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例中改正の件

承第五号 平成十八年度山梨県一般会計補正予算

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決、承認すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時4分から午後0時3分まで総務部関係の審査を行い、休憩をはさみ、午後1時5分から午後2時17分まで引き続き総務部関係の審査を行った。

主な質疑等 総務部関係

第六十七号 山梨県公益認定等審議会条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第六十八号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第七十五号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第七十六号 山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第七十七号 特別職の職員の退職手当に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第七十八号 山梨県職員の退職手当に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第八十号 県有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第八十一号 山梨県県税条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第八十二号 選挙長等の報酬及び費用弁償条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第八十七号 平成十九年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第四条地方債の補正

質疑

安本委員

課別説明書の私学文書課、総6ページの大学費、大学運営費の新規事業、県立大学国際交流事業費についてお伺いしたいと思います。県立大学には、国際政策学部もありまして、海外の大学との交流をされるということは大事なことだと思いますけれども、先ほど北京大学、アイオワ大学との交流というお話がありました。もう少し内容について細かく教えていただければと思

います。

宮下私学文書課長 国際交流の協定を締結するというところでございますが、国際政策学部を設置いたしまして、特に行動する国際人の育成というものを目指しております。そういう中で、企業をはじめさまざまな場で国際的に活躍できる人の育成ということを目的といたしまして、国際交流などは非常にそういう中で大きな役割を果たすと考えております。今回、国際交流協定を締結することで想定しております中身は、まず学生の交流、教職員の交流、共同研究の実施、学術情報及び資料の交換というようなものを予定しているわけですが、その中でまず学生の交流について中心的に進めていくと。協議事項といたしまして、長期留学、短期留学、短期単位互換制度などの導入というふうなものを進めてまいるということでございます。

安本委員 私も若いときに四川大学、県の青年の翼で行かせていただいて、飛び級とかあって、若い人が目を輝かせながら、日本は、私も大学留年したんですけども、いろいろ誘惑もあって、なかなか勉学に集中できなかったんですけども、飛び級で18歳の大学2年の女性生徒が日本の文学を中国に紹介したいということで、日本語の習得に一生懸命取り組んでいる姿を目にして、いつか日本は追い越されるのではないかと、こういうふうに思ったこともありました。どんどんこういった諸外国の大学と交流協定を結んで、特色のある大学にしていただきたいと思います。山梨県にはほかに姉妹交流をしている県、町、それから市があると思います。フランスとかブラジル、韓国もあるわけですが、私、今回、この後、議会事務局の議の2ページのところに、ことし知事が行かれて忠清北道との友好促進事業というのがある。15周年ということであるようですが、こういったところで、すぐ協定は無理にしても、忠清北道にある大学と県立大学と、これから友好協定を結ぶというようなことも知事の方から話ができればいいのではないかと考えております。今、北京、アイオワのことで手いっぱいだと思いますけれども、次の段階としてそういったことはいかがでしょうか。

宮下私学文書課長 当面、北京大学とアイオワ大学との締結の中身をしっかりとやるのが当面の目標でございますけれども、さらに交流の相手を拡大していくということは、国際交流委員会というのが学内にございますので、そういう中で検討していくように要請してまいりたいと考えております。

安本委員 ぜひ忠清北道も考えていただきたいという意見を述べさせていただきたいと思っております。
それから、現在、県立大学に留学生として迎えられている人数というのが今わかりますでしょうか。

宮下私学文書課長 4名でございます。

安本委員 4名ということですが、これから交流協定が結ばれば、たくさんの留学生が来ると思います。ぜひ、私は、この留学生が来られたら大事にさせていただきたいと思っております。なれない国に来て、生活支援もあるというふうには思いますけれども、そういったことから始まって、例えば一般の県民との交流とか、観光地にも連れていってあげられればと思うのです。山梨に来られる留学生というのは、また地元に戻られれば社会、地域で活躍する人材

だと思えますし、そうした人を大事にしていくことが、また新しい山梨県と諸外国との交流にもつながると思えますので、ぜひそういうことも検討していただきたい。今もやっていたら、それも加えて御回答をよろしく願います。

宮下私学文書課長 外国からの留学生につきましては、留学してよかったと思ってもらうようにすることが大変大切だと思います。そのことが帰国後の宣伝効果を増大させたり、優秀な留学生の獲得につながるという好循環型の取り組みになると考えております。

そのための一つの方法として、現在大学では留学生チューター制度というものを行っております。チューターと申しますのは個人指導の教師というようなものを意味しておりますが、それを設けて実施しておりますが、これをさらに推進していくということでございます。これは大学2年生以上の数人がチューター学生となりまして、留学生を学習面、生活面など、さまざまな面から支援したり、相談に乗ったりする制度でございます。これは留学生だけでなく、チューター学生にとりましても異なる文化をお互いに理解し、学び合うよい機会になるということでございますので、このような制度も活用しながら、外国人留学生の支援をしていくというふうに考えております。

岡委員 1点だけ。総8ページの市町村課。百花繚乱のセミナーを開いて、マル新でやっていますが、これにつきましてどういう方々を対象としているのでしょうか。市町村の職員なのかなという感じがしているのですが、そういうふうな感じでしょうか。まずはお聞かせください。

久保田市町村課長 ただいまの岡委員の質問に対しまして、市町村の職員等を対象にそれぞれの市町村が創意工夫、競い合えるような中身のセミナーで体験をしていって、さらにまたそれぞれの市町村に戻ってそれぞれ特色ある政策、事業展開、そういったものをやっていければと考えております。
以上でございます。

岡委員 28の市町村が各市町村で特色のある形の、例えば甲府市や、あるいは富士吉田市では、どういうものを期待をしながらセミナーを開くのでしょうか。

久保田市町村課長 これから講師につきましては選定をさせていただくわけでございますけれども、やはり各市町村にそれぞれの地域に根ざした歴史、風土、それぞれの地域の特性がございます。そういったものをさらに各市町村で研究する、あるいは伸ばしていく、あるいは他の県外、あるいは他の市町村でどのような事例をやっているか、そういったことも一つの勉強になるかと思いますので、それらをまた精査していただければと考えております。
以上でございます。

岡委員 その都市における歴史という形、一般的に百花繚乱というふういいうと、ついお花畑というふうな感じがするわけですね。というわけで、百花繚乱という言葉を含めて、もう少し概念を聞かせてください。

久保田市町村課長 百花繚乱、この言葉につきましては、県の行動計画の中にもございまして、百花繚乱のまちづくり、この事業につきましては新規事業として挙げさせていただいたわけでありまして、やはり市町村の特色あるまちづくり活

動を積極的に支援するというので、いろいろな公共施設から始まりまして、道路、河川、その他使い道は広範にわたると思いますけれども、百花繚乱というのはそういう意味で、これからの県政の推進に活用できる事業として組み立てを考えております。よろしくお願いたします。

岡委員

はい、わかりました。そのことは10ページに書かれているわけですね。10ページの推進資金の一般分と特別分があるんですね。ここの分でどういうふうな形になってくるのかなど。その辺でちょっとよくわからなかったので、お聞きをしたいと思います。

失礼をいたしました。また後にします。

土屋委員

今の岡さんの質問に関連して、百花繚乱はよくわかるんですが、百花繚乱の特色あるまちづくりセミナーということで、77万3,000円の使い道、積算の根拠をちょっと教えてください。

久保田市町村課長

ただいまの土屋先生の御質問でございますけれども、講師に約50万円ぐらい、それから会場使用料、講師の旅費等でございますして、77万3,000円ということで予算計上をお願いをしているところでございます。それと、予算には出てきませんけれども、この事業の中には、庁内に相談窓口を設置いたしまして、市町村の方で何か特別大きな問題がある場合には、県庁全体のプロジェクトチームを立ち上げて問題解決に当たっていくと。それから、ホームページ等でも市町村の特色ある事例を紹介したいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

土屋委員

何となく課長の説明では、十分理解できないので、私の方から言わせていただきますと、旧64市町村がおのの特色を持った市町村をつくれと、こういうふうに私は思うんだけど、そういうことですか。わかりやすく言うと。道路でいえば、甲府市へ行けば、他の市町村に優る道路がある、街路においては、他の市町村に上回るバリアフリー化がされている。そういうような特色のある市町村をつくれというふうに私はこのやり取りを聞いていて、あと特別会計の方で説明を受けて、議論を呼ぶと思うんですけども、そんなような理解でよろしいですか。花をいっぱい植えているとか、そういうものでなくて、各市町村が創意工夫を凝らして、そして山梨県は観光立県ゆえに今日は甲府市へ行こう、今日は富士吉田市へ行ってみよう。すばらしい山梨県の市町村がおのの創意工夫でいろいろな取り組みをしていると、こういうふうな理解でよろしいですか。

久保田市町村課長

今、土屋先生がおっしゃるとおりでございますして、それぞれの特性を生かした事業をさらに構築していただければということでございます。よろしくお願いたします。

土屋委員

その点はそんなことで大いに期待をしたいと思うのですが、その下の方に市町村合併の推進事業費が市町村別に合計16億円が記されているわけですが、これはどういうことに基づいてこのように金額がまちまちになっているのか。この根拠を教えてください。

久保田市町村課長

旧法で合併したところ、例えば甲斐市は、竜王町、敷島町、双葉町の3町

が合併をいたしました。基本は2団体が合併しますと5億円で、それに1プラスするごとに1億円という形で積算してございますので、今の甲斐市の場合には、総額が5億プラス1億で6億円。その6億円を5年間で交付いたしますので、甲斐市の場合には年額1億2,000万円。今回、6月補正でお願いしてございますのは、それぞれの積算のトータル交付額の5分の1でございまして、合わせますと16億円という積算でございます。

以上でございます。

土屋委員

これもまったく、国からの、補助も含めて市町村合併に対する奨励費みたいなものがなくて、県単独でつけている市町村合併の報奨金みたいなものですね、わかりやすく言うと。こういう理解でよろしいですか。これは、そうすると、毎年、毎年いくわけですね。合併特例債とは全く別個のもの、こういう理解でよろしいですか。

久保田市町村課長

5年間を特定して、年次割で交付をさせていただきます。それから、国の方へは、合併特例債ということで充当率95%、交付税算入が70%という有利な起債のそれぞれの団体への配分をお願いしているところでございます。

以上でございます。

土屋委員

非常に県が合併をするのに骨を折って、いろいろな市町村、また市対市、いろいろな取り組みをしたわけですけれども、こういうような報奨金みたいな制度を活用するということは、今後も合併を促進しなければならないところが県下でも何カ所か残っているところがあるんですけども、非常にいい制度になっていると。私も総務委員会は久しぶりに来たものだから、こういう予算を見て、非常にすばらしいなど。この使い道については限定はしないんですか。甲府市に1億2,000万、毎年毎年、5カ年間入ってくる。これ、何に使ってもいいということですか。

久保田市町村課長

かなりの事業に使えます。例えば、庁舎整備でありますとか、道路、河川、それから情報、例えばコンピューター関係とか消防の関係でありますとか、使い道はかなり広いものでございます。

以上でございます。

土屋委員

よくわかりました。そうしますと、百花繚乱のまちづくりと、こういう、いわば恩賞制度のようなものがたくさんあるんだから、特色をつくるまちづくりは、これの両方を合わせてね、県の方で、市町村課で着手をしてあげると、相当有意な取り組みができる。市町村は非常に財政が厳しい折ですから、こういう県の指導を市町村にしてあげるべきじゃないかなと私は思うのですが、その意気込みはありますか。

久保田市町村課長

先生の御指摘のとおりでございまして、市町村課の方では毎年11月ごろに、各市町村の主要施策の聞き取りを実施してございます。その中で今、先生がおっしゃられたとおり、合併特例債の関係のヒアリング、あるいは今通常の振興資金がございまして、そういったもの等々、各種地方債の発行に当たりましては、財政健全化も含めまして、指導させていただいているところでございます。今後もなお一層努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

土屋委員 了解しました。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第八十九号 平成十九年度山梨県市町村振興資金特別会計補正予算

質疑

土屋委員 久保田課長に再度お尋ねするわけですが、市町村振興資金の原資は昔と同じですか。全く県単独の予算だと思わすけれども、企業局の方から原資が回ってくるという理解でよろしいですか。27億円のすべてですか。その点を教えてください。

久保田市町村課長 土屋先生の御指摘のとおり、一般会計からの繰入と、それから企業局からお借りしている分がございます。企業局からお借りしたのは昭和58年までございまして、企業局からお借りしている原資につきましては、あとことしを含めて6億円支払いますと、全額返済という形になる予定でございます。以上でございます。

土屋委員 わかりました。そうすると、毎年毎年、市町村で諸事業を運営するのに、こういうような県の方で温かい助成というか融資をしてあげるということで、市町村は非常に頼りにしていると思わすですね。それで今現在、決算ではありませんが、市町村振興資金の融資額がトータルでどのくらいになっているか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

久保田市町村課長 歴年で昭和37年からの制度でございますので、通算積算は後ほど御資料を届けさせていただきたいと思うのですが、執行率でいきますと、18年度が約70%でございます。それから、17年、16年度と80数%の執行率ということでございますので、各市町村の方、それぞれ適材の事業に充てていただいていると理解しているところでございます。よろしく願いいたします。

土屋委員 わかりました。先ほど触れさせてもらったように、大変財政が厳しい昨今ですから、市町村にはありがたい融資制度であると。ただし、県の方針、あるいは県の方向にいささか異を唱えるような市町村がある場合、具体的に言いますと老人医療費の無料化、あるいは乳幼児の医療費の無料化等々、国、県が一定の基準を示しているのですけれども、独自政策を打ち出された場合には幾らか市町村振興資金の貸し付けで、お灸を据えるという言葉が適切かどうかわかりませんが、幾らか厳しい査定をせざるを得ないということが私どもの経験であるわけですが、今はそういうことはないか、あるか。あるいは、ないように努力をしているかお尋ねしたい。

久保田市町村課長 ただいまの土屋先生の御質問でございますけれども、特にそれで貸さないということは今、現状できないと思わすけれども、いろいろな助言の中で、

市町村に足を運ぶ、あるいは市町村から来ていただく中で、それぞれの事情を理解していただくようなことを考えたいと思います。

土屋委員 今、何回も同じ発言をして申しわけないと思うのですが、財政が極めて厳しい状況である市町村が、県に対して、市町村課に対して、こういう事業をこんなような形で取り組みたいが起債も難しい。よって、市町村振興資金をあてにしたいというときには、胸襟を開いて、そしていろいろそのような手だてをしてあげるように要請をして質問を終わりたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

承第三号 山梨県県税条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

承第四号 山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

承第五号 平成十八年度山梨県一般会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(県債残高の削減について)

森屋委員 本会議でもお話をさせていただきましたけれども、県債残高1兆円という話をもう少しさせていただきたいと思います。知事の所信というか、冒頭のごあいさつの中で、従来からの臨時財政対策債の部分を実質交付税というような新たな見解が出てまいりましたし、私の代表質問の折にも実質交付税ということで何回かそういう見方をされてまいりました。一つの見解として、財政改革をしていかなければならない中において、本当にどの部分において

県がみずから努力をして真剣に減らしていかなければいけないのか。あるいは手が及ばないところもあるのかというふうな意味合いでそういうふうなことをされたと思うのですけれども、ここ何日か、ちょっと変な話で恐縮ですが、南の方の道路問題で、今までの、交付税では措置しないというふうな国の方針が大分変わってきたというふうな、抽象的なお話で恐縮ですが、これ以上言うと弊害がありますから申し訳ない。本当にこれを臨時財政対策債で、国は後で、後年度保障するよと言っているものを実質交付税というふうなことで言ってきたのですけれども、本当に国のそういう姿勢というものを信用していいのでしょうか。まずそこから始めたいと思います。

原財政課長

実質的交付税と申しますのは、臨時財政対策債等、後年度100%交付税措置される、こういうものを今回の所信表明等に使っていただいております。これが将来保障されるかということでございますが、結論から申し上げますと、今まで保障されなかったことはないということと、それから、オールジャパンで見ましたときに、この制度自身がなくなってしまうと、そもそも自治体の運営ができないということになってしまいますので、地方財政を今後も運営をしていくという観点からいきますと、こういった100%交付税措置がされるものがされなくなるということはないということで理解をしています。

以上です。

森屋委員

原さんも部長も将来、向こうに帰られる方だから何となく、ちょっと交付税というものが、特交なんかも含めて本当に地方から見ていて不透明です。だからやはり、ありがたい場面もあればありがたい場面も出てくるのではないかという、本当に地方の議員として見ていて、何が本当に基準なのかなと疑いたくなるような部分もあります。そこで、これらから真剣に約8,900億円ぐらい、普通会計ベースで。半分ぐらいとしても、真剣に県債を減らしていかなければならないということなんです。皆さん方がつくられている財政の中期見通しを見ると、これは本会議のところでも質問しましたけれども、相当ここから、団塊の世代の皆さんが退職期を迎えるということで、退職手当の増という大変大きなものがありますよね。

要は一つは、定数。退職期の人たちの部分で、人員の定数という話からさせてもらおうと、ここで人件費を削っていく、人件費というか定数調整をある意味、積極的にできる一番のチャンスかなと。この何年かの中で相当、千載一遇のチャンスと言うのは、一生懸命、県のためにお働きになってきた方に対して失礼な言い方かもしれないけど、大量退職者と、それから新規の皆さん方を雇っていく中での、定数の調整ができる一番のチャンスというのは何年ぐらいなのか、ちょっと教えていただけますか。

興水総務部次長

今現在、第2次行革プログラムに基づきまして、定員適正化計画、人員削減計画のことなんですけれども、18、19年度とやってきております。その中でも、要するに実質的に職員数を減らしていくためには、先生がおっしゃるとおり、退職者があるときに、退職者に見合うだけの採用をするのではなくて、採用数を抑制することによって職員数を抑制するという手法をとっています。ここ数年、いわゆる退職者数が多い状況でございますので、職員数がどのレベルが適当であるのかというしっかりした議論は必要かとは思いますが、そういう意味で言いますと、職員数の調整は可能な時期ではあると考えております。

森屋委員

まさにそうなんですよね。だから、この何年間か、恐らく四、五年以内が、ある意味で千載一遇のチャンス。山梨県の人口規模における職員の数というのを見ると、10万人当たりの職員数は、同レベルの人口規模のところに比べて必ずしも少なくないんです。やはりある意味で多いんですよね。だから積極的に、これは皆さんの分野とはちょっと違ってきて、きのうの企画部なんかの話になってしまっただけでも、行政改革大綱の中で新たな行革プログラムの次の大綱をここでつくっていくだけでも、その中で人員の定数について相当突っ込んだ話をしていかないと、千載一遇のチャンスを逃してしまう。そんなような気がするんですよね。もう一度、10万人当たりの職員数の認識というものについてどういうふうにとらえているかお願いいたします。

輿水総務部次長

全国的なお話ですと、確かに10万人当たりの職員数ということで言いますと、山梨県の場合は多いという状況でございます。ただ、これは山梨県と同じように人口規模の小さいところは、基本的に単位当たりの職員数は多い傾向でございます。私どもといたしますと、大体人口規模が同程度の県、そういうところと比較をして職員数が水準として妥当なのかどうかという比較をしております。そういう中で言いますと、人口が本県プラスマイナス20万ぐらいのレベルの県の平均職員数よりは私どもの方は少ないレベルです。

森屋委員

大変これは難しい話でして、何百万人という都道府県もあれば、我が山梨県のように89万人以下ですか、今、切っているんですかね。そういうところがあったりして、しかしながら都道府県としての体裁といいますか、やるべき仕事というのは同じ仕事をこなさなければならない。住んでいる場所が違うからといって、住んでいる都道府県が違うからといって、行われる行政サービスの中身に違いがあってはいけないということが今まで我が国が進めてきた地方行政のあり方なんでしょうけれども、しかしながらそれだけでやっていっていいのかなというふうな過渡期にあると私は思います。

今、課長がおっしゃったような議論の中で、そういう視点の中で、人員を見ることが、果たして正しいのかなという気がいたします。やはりこれは何度も言って申しわけないけれども、これからの行政改革大綱の中でしっかりと山梨県がこの規模で何をやるべきなのか。僕は本会議の中でアベレージプリフェクチャーじゃなくてパイロットプリフェクチャーになってほしいというふうなことを言いましたけれども、そのときにはやはりやらない部分もつくる。しかし、これだけはやっていくよという、これからはそういう選択の行政でなければ、全国規模で同じ人口規模、あるいは財政的に同じようなところだからこそ、やはりそこを守っていかなくてはならないというふうな考え方では、我が山梨県に残された自助努力の中において削減できていく分野においても、県債残高削減という道のりはなかなか厳しいのかなという気がいたします。

同じ視点で、これは皆さん方の答弁も想像できてしまう分野ですけれども、人件費ということになっていくと、手元にも都道府県財政比較分析表というのが、これは17年度決算、普通会計ベースのが、これは総務省がつくっているデータだと思います。山梨県の今の行政職員の人件費、高いんでしょうか、低いんでしょうか。

輿水総務部次長

職員の給与水準がどうであるのかというのは、ラスパイレス指数で比較するというのが一般的でございます。18年4月1日現在、国家公務員と比較しての山梨県職員の場合はラスパイレス指数99.6という状況でございます。この指数は全国的に見ますと、都道府県の中で第24番目という状況でございます。

森屋委員

いろいろ個別のことを言うと大変支障があるので、この場では言いませんけれども、実は、私どもの自由民主党本部が出した数字がありまして、抽象論でごめんなさい。ただ、これ、見直さなければならぬということ言っている話なんですけれども、一般行政職じゃなくて違う分野、ある特定分野において大変全国レベルから突出した部分もあるということで、大変見直しを考えていかなければならない部分があることも事実です。ぜひ、やはりこのことも、知事が先ほど三千何百万円という今年4年間の退職金を返納すると。知事が自分が勝手に選挙公約で言ったんだから、知事が自分で退職金を返納していくんだからそれでいいじゃないかということではなくて、やはり知事がみずから1兆円と、わざわざ、わざわざと言ったら言い方が悪いけど、枠を広げて、この県債残高というものの認識を県民に訴えたわけです。みずからの退職金を返納してもやろうというその覚悟を、やはり一般の職員の皆さん方もね、あるいは加えて言うならば、ここに並んでいる県議会議員みずからも、そのものをやっぱり感じて、先ほどは、私も条例案では何も言わなかったですけれども、やっぱり、ただただ知事が自分のあれは公約だから返納するんだということではなくて、その思いというものをもう一度、その1兆円の中に隠されたものというものを、やはり感じていかなければ私はいけないと思います。

ことは先ほどの財政の中期見通しで言いましたけれども、いよいよ退職手当も膨らんでくる。それから、公債費の返還もいよいよことしからですか、始まっていく。相当、私が見ているだけでも、やはり財政は厳しいなと。本当に借金を返していくことができるのかなと思うところもあるんです。この間も財政課長から、お話をいただきましたけれども、財政調整基金等はこの4年間かろうじて500億円台を維持してきました。それは、ある意味では皆さん方の通常の経費の削減という努力が大変あったと私は思います。それから、これもちょっと言い方が悪いかもしれないけど、ラッキーな部分もあって、景気がよくなった部分もあった。確かに。そういうことで、かろうじて500億円台を、当初は140億円ぐらい切り崩したけれども、最後にはそれを戻すことができたというところが、この4年間、まさに前知事時代はある意味ではラッキー。これからは、大変厳しいものが見え隠れするんですけれども、改めて基金の見直し、いかがでしょうか。

原財政課長

今ここで具体的に基金が、例えばここ3年後、5年後どうなるかということをお示しするのは、景気の動向だとか、税収の動きだとか、こういったものがありますので明確な答えは出せないというのが現状であります。しかしながら、一方で、経済再生なくして財政再建なしと、こうおっしゃっていただいております、各種経済対策、それから企業の育成、こういったことをやっていただいております、まずは税収確保を進めていく。それから、歳出カットについても経費を見直す、こういったことの両輪を回していくことで持続可能な財政運営、また必要な基金の額、こういったものを確保していきたいということを考えております。

以上であります。

森屋委員

以前は、私たちよく5月の臨時議会のときに中期財政見通しをつくっていただいて説明をいただいて、予算が通った後の時期で中期見通しというのを出していただいて、基金残高の見通しを、今後何年間ぐらい、たしか10年ぐらいでしたかね、かなり厳しい数字を見せていただきました。しかしながら、結果として、努力として500億円を守ってきた。物すごく評価しているんですよ。果たして、ここにもあるんだけど、きのうも見せたんだけど、宮崎県が、もう基金残高マイナスになってしまうというような厳しいグラフを出しているんです。今回はまだ財政の中期見通しを出していないんだけど、きのうの企画部等での話の中では、行政改革大綱の中でそういうことも議論して、いろいろ見やすい形でホームページなりで見せていくようにしますという企画の皆さん方のお話でした。山梨もこういうのを見せてもらったことを記憶しています。こういうことはやはり、僕はある意味でやった方がいいのかなと。危険性があるけれども、やはり皆さんの努力が評価されるためにも、こういう見せ方というのは、ある意味した方がいいのかなという気がするんですけども、財政担当者どうでしょうか。

原財政課長

財政の中期見通し等につきましては、まさに経済財政会議で有識者の方々にも議論いただく場面もありますし、それから行政改革大綱、これを議論する場面もあります。こういった場面を通じまして、きちんと整理をさせていただいて、審議をしていただく場面が出てくると思っております。また一方で、中期見通し等につきましては、財務省、それから総務省の方でも検討しているという話があります。これらにつきましては、どうしても経済成長をどの程度に見込むかと、こういったことで大きくぶれる可能性がありますので、そういった不安定要素はあるという前提のもとにそういったものを示させていただくことは、今後努めてまいりたいと思います。また、説明責任を果たしていくという意味で、なるべく県民の皆様方にもおわかりいただけるようなわかりやすい資料をつくるよう進めてまいりたいと思いますので、また今後とも御指導いただければと思います。よろしくお願いたします。

森屋委員

本当に財政は、私にとりましても、難しい分野で、国の動向もありますし、それから経済の見通しというのもすごくある。ですから、今まで従来も何パターンか、経済成長率というのをつくっていただいて皆さん方に示していただいた。私が県議会議員をさせていただいているこの8年間において、こういうものを皆さんに事前に示していただいて、後で見ると、その結果、皆さん方が努力した結果というのが、ああ、やはり努力していただいたんだなというのが、真剣に見ていれば、見えてきます。相当な努力があるんだろうなというふうなこともありますから、ぜひ、この辺を、やはりわかりやすい形で見せていく。そして、その努力をした結果というものをあわせて評価をしていくということをやっけていかないと、努力したけれども評価されなかったじゃないかということもあるだろうし。それから県のそういう姿勢というのは、きのうの委員会でも私、説明して、ホームページなんかで市町村の行政改革の努力というもののランキング、都道府県だって今度はランキングされると総務省に言われているんだから、市町村なんかも、県が積極的に努力度のランキングみたいなのを公表すべきだと。そういう意味からも、市町村のお手本という意味でも、私はぜひそういうわかりやすい形、そして成果が見える形のものを出していただきたいと思っております。

最後ですけれども、実質交付税という新しいとらえ方が出てきて、これは

一つ定着をされていく。しかしながら、県の自助努力においてプライマリーバランスとして黒字化を図っていく、あるいは均衡を保っていくという意味では、みずからの部分を削減していかなければならない。委員会が違って指摘することはできなかつたですけれども、この新規の、マル新で出ている平成19年度の6月補正予算で出てきたものの中にも、本会議でも言いましたけれども、地方分権の時代で、都道府県の行政の中身、あるいは市町村がやるべき仕事、それから本来、県がやらなければならない仕事ということを、本当に厳格に見直していかなければならないときに、本当にこんなことをマル新で出してきていいのかなと思う事業もたくさんあります。まあ、それはほかの分野ですから言いませんけれども。

そういう意味で、県がみずから減らしていかなければならない、削減していかなければならないという意味で、これは大変言いにくいことかもしれないけど、財政担当者として、これから何が一番考えられると思いますか。

原財政課長

2つのことが重要なのかとっております。一つは、総論というか、考え方といたしまして、今までのように配分をしてどうこうという考え方ではなくて、むしろそれぞれで御負担いただくところは御負担いただく。サービスが低下する場面もあるかもしれない。こういうような観点の一つ必要なのかなとっております。県債削減というミクロの場面から申し上げますと、どうしても県債の大宗を占めておりますのは、公共事業が占めております。これらについては一定程度の削減が必要になってくる場面が出てくるのではないかと考えております。

森屋委員

これもまた委員会が違うから言いませんけれども、公共事業というのは、山梨にとっては知事も主産業という言い方でしたか、主要産業という言い方でしたか。確かにそうなんですね。ただ、もうここで今、各県、財政改革、行財政改革、すごいペース。山梨の公共事業は公共5%、準公12%の削減をずっとやっているんですね。これからもそれを進めていくというんだけれども、しかしながらほかの都道府県のそういう努力に追いついていない、悲しいかな。ということは、ほかの県の削減率というのは、私たちの考えている以上の相当なものがあるということですよ。決算ベースで。当県における普通建設事業費において、山梨県はだんとつですよ。30%以上を超しているのは山梨県しかないというふうなところで、これもまた違う場面で、公共事業というのもしっかり従業員総員においてね、山梨県の事業所数において主要な部分を占めていることもたしかです。それをハードランディングして極端にやるということは、私はこの間も本会議で言った、長野県の事例にあるように、これは反対です。しかしながら、最後の聖域という部分についても、やっぱり切り込んでいかないと、ベースの部分の4,000億円以上の県債残高というものを目に見えた形で、なおかつ横内知事がこの4年間の中で成果を出していくという意味においては、ここに切り込んでいかないと、なかなか成果を問われてしまうのではないかという気がいたしますけれども、改めてどうですか。

原財政課長

先生がおっしゃられますとおり、決算統計におきまず普通建設事業費につきましては、平成15年以降、17年の決算まで全国で1位と、こういう状況でございます。このため、他県におきましても行革努力で公共事業、準公共事業、これを削減してきていることは間違いのないと思っております。一方で、知事答弁でも知事の方からも、述べさせていただいておりますとおり、

本県は一定の建設業者がおりますことも、これもたしかでありまして、県内景気ということにも配慮していかなければならないと考えています。その観点から、今後どの程度減らしていけばいいのか。また、県内景気に配慮しつつ行うには、どのような、例えば業種転換を行うようなことを促進するとか、どのようなサポートをしていくことが必要なのか、こういったことも踏まえて検討してまいりたいと思っておりますので、そのようなことを経済財政会議の学識委員や、また皆様方の御意見とかそういったものを伺いながら、行革大綱に記してまいりたいと思っております。

以上です。

森屋委員

本当に従来はこの手の話は共産党の先生たちがやっていたから、なかなか皆さん方もちょっと耳の遠いところがあったんでしょう。それをあえて僕たちが言っちゃおうということになっちゃうんですけれども、しかし、ここはやっていかないと、私たち自身も地域から選挙を通して選ばれてくる身ですから、この話は大変厳しい話です。財政をあずかっている皆さんにとっても大変心の痛い、頭の痛い問題かもしれないけれども、現場に帰って、地域に帰っていけば、私たち政治家にとっても、そのことは実は大変影響がある話でも、このことにあえて踏み込んでいかなければいけないときに来ていると。その覚悟をお互いにして、横内知事が選挙のときにただ1兆円、1兆円と騒いだことを空振りにさせないためにも、やはりそういう覚悟を持って、お互いに真剣にこのことをやっていかなければいけない。今回は1年の、まだ最初の委員会でしたから、皆さん方に教えていただきながらみたいなところもありますけど、ぜひこれからも1年間を通して、十分この議論をすることによって、お互いにこの県債残高というものの重みを共有していかなければならない。山梨県にとっては大変厳しいときを迎えているなという気がいたします。また1年間、いろいろ問いかけをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

(財政改革について)

内田委員

私も委員の一員でありますけれども、今の関連部分がありますので、その部分だけ。

今、森屋委員の方からさまざまな話が出ました。1兆円の話も出ましたし。県債残高を削減するのにどうするのかという話もありましたし、それから、私はまず、今の横内知事が掲げた、変える山梨ということですね。変えるということをまず第一に出したということは、私はきのうプライベートの関係で、ある2つの会議に行ったんですけれども、そこにたまたま経済財政会議のメンバーの人もいまして、そういう話もしました。それよりも何よりも、それ以外の企業の経営者たちといろいろな話をする中で、やはり山梨県の県庁の職員はしっかりしてほしい。そして、削減をするのであったら、先ほど話が出ていたのですが、例えば、5年間で、今、団塊の世代に入っていますよね。5年間で、例えばですよ、500人、1割ぐらいの削減をしてほしい。それは可能ではないか。私も個人的に試算をしてみたんです。例えば、スタートの年に100人、次の年に100人ということで500人になります。そうすると、私が試算しただけでも、多分、150億円ぐらいの削減はできるんですね。150億円ぐらいになるはずですよ。要するに管理職の人たちがやめていくんですから、それに対して新たに採らないということであれば、そっくりそのまま確保ができるということになるんです。そういうことをや

るのが変えるということではないのかということ。私は耳の痛いぐらい言われたんです。

そして私は、きょうここへ来て、森屋委員からもそういう話が出まして、やはりそのとおりだと。そういう意気込みを持って進まない、今までと同じような形で、10年間たったら、実質的に10年間で1割だなんていうことを言っていたら、多分、今の時代は乗り切れないと思うんですよ。その辺についてどうですか。そういう、例えば計画の中にそういうことも実質的に入れていくんですか。例えば、1年でスタートの年には10億円、次の年には当然20億円になりますよ。同じ率で削減をしていけば。次の年は30億円ですよ。次は40億円、次は50億円というふうになりますよね。そういう試算みたいなことも実際にやっているんですか。

輿水総務部次長

職員数の関係につきましては、従来、ここ10年間で県で職員数をコントロールできる一般行政部門におきましては、約1割の削減をしてきています。いろいろなお話、御意見がございましたように、大変厳しい財政状況の中で、より簡素で効率的な行政運営が求められていると思っております。今後の新しい行政改革大綱の中では、そういったことも踏まえながら、組織運営、行政運営の適切な見直しという視点から検討を加えて、新しい大綱の中に広く御意見をいただきながら盛り込んでいく必要があるのではないかと考えております。

内田委員

私は、ちょっと遅いと思うんです。ということは、私が何でこんなことを言ったかということ、そのメンバーの人も含めて、私がきのうお会いした人が20人ぐらいです。端からそうです。それが変える山梨ではないのかと、私は言われているんです。要するに、変える山梨ということを知事が一番大きな項目に出しているということは、そこなんです。何を变えてくれるのか。そして先ほど1兆円という話が出て、これは私なんか非常に耳が痛い話なんだけれども、1兆円ということも事実なんです。トータルをすると、1兆円ぐらいになるんです。残高は。そういうものを具体的にどうやって減らしてくれるのかという話をしなければ、変える山梨にはならないんです。

だから、大綱をつくるときには、僕がさっき言ったような、そういう試算をぜひしてもらいたいんです。そういう具体的な、例えば5年間で150億円とかという数字を出していただきたいんです。そうしないと、変える山梨ということに私はならないと思う。これは知事が掲げたあの7つの柱の中で一番大事な部分なんです。今までの山梨と違うんだというものを出したいんです。それには、皆様方のまさに意識なんです。そこのところを変えていくということなんです。今の答弁だと具体的数字なんて入れていないと思う。127の公約というかがあります。あの中の100ぐらいは、全部今回の予算の中で入れたというけれども、私はそうではないと思う。もっともっと肝心な部分を入れなければいけないと思う。

それから、さっきお話がありましたように、企業誘致で税収をふやす。これは当たり前のことなんだけど、企業誘致で税収をふやすということは1年や2年ではできないんです。差し当たってできるのは、やはり、やめていく人がいたら、その分は採らないということをやって、きちんと決めていくことなんです。そういうことをやらなければ、私は変える山梨ということではできないと思っているんですけどどうですか。これ、非常に重要な部分です。

古賀総務部長

ただいま内田委員、そしてまた先ほど森屋委員の方から財政改革というよ

うな観点から幅広く御指摘をいただきまして、私どもしっかり受けとめて、今後取り組んでまいりたいと思っております。中でも、ただいま人件費、職員数につきまして御指摘をいただいたところでございますけれども、正直、なかなか人件費の抑制につきましては、退職不補充という形での定数の抑制ということが基本にならざるを得ませんので、そうした場合には、採用数を予定よりも、退職数よりも抑制していくということになった場合に、新採の職員の人件費というのは、どうしても退職する職員と比べると非常に低いということになりますので、採用数を思い切って抑制をしても、なかなかそれが目に見える形での人件費の抑制といえますか、ダウンにはすぐにはつながりにくいというのが、正直言って非常に我々も苦しいところでございます。

ただ、これは長い目、要するに新しく採用された職員がこれから40年近く県職員としてやっていくという長いタームで見た場合には、必ず、最初は余り大きな効果ではないですけれども、最後の方では非常に大きな効果として人件費抑制効果が出てくる。ある意味で人件費抑制効果というのは、長い職員としてのライフサイクルで見ますと、最初は少なく出て最後は大きく出てくるということですので、職員数の抑制をしていくということは、今後の中長期の県財政の改革健全に道筋をつけるという点で非常に大事なことだと認識をいたしております。

このため、私ども、県債残高の削減につきましては、この行革大綱の中でぜひ目標も定めて御説明できるように、今後十分検討をしてみたいと思っておりますけれども、職員数につきましても、やはりこれまでの取り組みということに加えまして、また新たな目標も設定をして取り組んでいくという必要性も十分認識をしております。その際に、この4年といったような、今後の短期の財政効果、そしてこれが将来的、中長期で見た場合、どのように県財政の健全化ということの道筋につながっていくかということもあわせて一定の試算もして、御説明をできるように考えてまいりたいと思っております。ぜひその点、よろしく願いいたします。

内田委員

私は、この間からの本会議のやり取りの中で、マスコミなんかは結局、県債残高を減らすことができないのではないかという論調でかなり書かれているんです。だから、私は、スタートの年に当たって、現実的にそれができなかったというのは非常に悲しいんですね。なぜかといったら、さっき言った変える山梨なんです。何たって変えるということでスタートしているんだから、やっぱり全職員が、私たちも含めて、全職員が一丸となってそれに取り組むという意気込みを見せなければ、ほかの都道府県のことを言っただけ失礼だけれども、例えば北海道とかは人件費の1割カットです、たしか。そうですね。そういうことに取り組んでいるところも現実にあるんです。だから、その辺は変える山梨というものを打ち出したんだから、そういう意気込みを受けて、政策予算というのはそういう意味で非常に私は重要であったなと評価をしているんだけど、その点は非常に残念なんです。

だから、具体的に経済財政会議ですとか、そういう中で、私は具体的な数字を出してほしい。それはある意味では目標なんです。そうやって取り組むんだという目標をやはり出してほしいんです。そうしないと、一般の県民には非常にわかりにくいんです。選挙を闘ってきて勝った。さあ、スタートした。だけど非常に抽象的でわからないというのが今の状態なんです。だから、127の項目のうちの100ぐらいは道筋をつければ、それはそれで結構。だけど、肝心な部分は私が今言ったようなことなんです。ぜひ具体的なものを出していただきたいということです。

(休 憩)

(県立大学の運営について)

内田委員

それでは、午前中の質問といいますか、項目は移りませけれども、県立大学について伺いたいと思います。これは県立大学を統合するといいますか、4年制の大学にするときに、私も本会議でも、あるいは委員会でも何回か質問をしたこともありますけれども、もうスタートして2年ですか、たつわけですから、先ほど安本先生の方から国際交流といいますか、そういう関係でちょっと質問が出たのでそれも絡みます。

そこでまず、県立大学をつくれたコンセプトが、多分あると思うんです。しっかりとしたコンセプトがあるはずなんですね。そういう議論を私もしました。ただ、その当時やったときに、多分、今からその言葉も出るかもしれないけれども、グローバルという言葉を出されたんですね。グローバルローカルといったかな、それを一緒にした造語でグローバルというのが山梨県立大学の、一言で言ったらグローバルだということを言われたんだけれども、それはね、十数年前に早稲田大学がつくれた言葉で、今は、辞書に出ているんです。現代用語辞典みたいなものに出ているんだけれども、そういう議論もしたんです。どこから取ってきたんだという。

そしてもう一つは、大学の学生を募集する募集要項に、ある絵みたいなのを載せたんですよ。それもある大学のバクリなんです。そういう議論もしました。これ、驚くべきことなんです。皆さんがどういうふうに感じているかわからないけど、ある大学をつくるときに、基本的な概念みたいなものがあって、コンセプトみたいなものがあって、一番大事なものをよそから取ってくるなんて、こんな恥ずかしいことは、本当は私もこんなところで言いたくはないんだけれども、でもやはり、先ほど安本先生から話が出たように、これから国際交流を進めていく、あるいは国際コミュニケーション学科ですか。新しい名前の学科があるんだけれども、そういうことを含めて、まずコンセプトを聞かせてください。

宮下私学文書課長

県立大学の基本理念といたしましては、先ほど委員がおっしゃいましたグローバルということが入りますし、「豊かな人間性とグローバルな視点を有し、地域社会の牽引的役割を担うことができる実践的人材の養成」、あるいは「知的資源の活用による豊かな地域社会の創造。現代的、地球的、生活課題の課題探求能力を培う」というようなものを理念としております。

内田委員

理念というと、グローバルというのはグローバルで、かつローカルだということだけど、一見、相反するというか、グローバルというのは要するに地球的、国際的という意味で、ローカルというのは地方という意味ですから、地球的な部分と地方的な部分を融合させたということだと思っんです。要するに国際人を育てると同時に、そういう人たちが地域のためにも活躍をするということを目的にして多分つくったと思っんです。それをグローバルという言葉で、まあ、言葉はいいでしょう。もう使っちゃったんだから。グローバルというのを売りにして結構だと思います。

そこで、先ほどお話が出ましたように、もう1回きちんと、国際コミュニケーション学科ですか。私に学科の名前を教えてください。看護学部と、もう一つありますよね。県短の方が上がっていった学部がある。学部と学科を教えてください。

宮下私学文書課長 学部は国際政策学部、そしてその中の学科は総合政策学科と国際コミュニケーション学科でございます。それからもう一つの学部として人間福祉学部がございます。その福祉学部の中には、福祉コミュニティ学科と人間形成学科がございます。

内田委員 それで、その国際政策学部の中の国際コミュニケーション学科。それで先ほど安本先生から話が出たから私が言うんじゃないけれども、例えば、韓国語とかポルトガル語とか、あるいはスペイン語とかフランス語とかドイツ語というのは専門的に教えてもらえるんですか。

宮下私学文書課長 実践教養科目の中に語学といたしまして、英語、中国語、韓国語、スペイン語等がございます。

内田委員 私たちの感覚だと、要するに、昔は文学部の中に英文学だとかフランス文学、ロシア文学、そういうものがあって、今は学部の名前も変わってきているからあれだけでも、あるいは外国語学部というのがありますよね。東京外国語大学とか、もろもろの大学があって、そういうところはもちろん専門の言葉を教えるんだけど、先ほどみたいな国際交流をやっていく、例えばブラジルとやるときに、そういうものを将来生かしていくことができるような体制をとっているのならわかるけれども、何か、国際人を育てるということだけは命題にあって、中身を見たらば、何だ、やっているのは英語と中国語だけかという感じがしてならないんです。その辺が、私たちは大学をつくるときに、やはりつくりたい。短大はもう来る人がいなくなってしまった。もともと女子短大でつくったけど、あれは私たちが卒業するときだから、たしか昭和41年。41年につくったんだけど、もう短大の時代ではないということで、看護大学と一緒に統合させたいということで、かなり私は拙速な部分があったと思うんです。そういう中でつくられたんだけど、何となくいまいち、私たちにはそういう国際何とかというのが見えてこないんですよね。

そういう中でスタートしたんだけど、先ほどの補正予算の中で盛り込まれたようなこと、そういうことを県立大学が担っていくことが本当にできるのかという部分なんです。その辺についてどうですか。

宮下私学文書課長 国際政策学部を設置いたしまして、国際交流活動、あるいは国際化への対応というようなものを発展させていくということで、具体的には外国人教員の採用や留学生の受け入れ、それから海外での実習、研究の拡大というようなものを行う。さらに全学的に外国語教育を充実、強化し、実践的に外国語を駆使して交渉を行うことができるような人材の育成を目指しているということでございます。

内田委員 今の説明、確かにそのとおりだと思うんです。言っていることは確かにそのとおりだと思う。国際政策学部をつくって、将来の国際交流だとか、あるいは留学をしたりとか、向こうから受け入れたりとか、そういうことに備えてやっていくんだと、それは非常によくわかるんです。わかるんだけど、わざわざ山梨県がお金を出して県立大学をつくって、しかも看護大学の方と統合して、これからの山梨を生かしていくために人材を育成するということだと思うんです。

ところが、今の時代というのは、確かに国際交流ももちろん必要。だけど、知事の新しい政策の中で、観光学部ですか、観光学科を県立大学に入れるとか、あるいはもう一つ、ジュエリーの関係でデザイン学科みたいなものもつくりたいということが入っていたんです。そうすると、今までの、看護の方はいいと思うんですよ。看護大学というのがもともとあって、それを統合したんだからいいんだけど、私には何としても国際政策学部というのが、山梨県の今のこの状態で、学校をつくってそういうことにつなげる必要があるのかなという感じが非常にしてならないわけ。

そして、先ほどの説明で、説明は確かにいいんだけど、中身を見るともうひとつインパクトがないんです。訴えるものがない。ということは、さっき安本先生の質問の中で、たしか留学生が何人かという質問をしましたよね。そうしたら4人でした、たしか。間違いないですよ。恐らく、これは私の推測だけど、中国からとかというレベルだと思うんです。そうすると、留学生が何人ですかと聞いたら4人いますというレベルで、国際交流を「さあ」という状況では私はないと思う。その辺のことをもうちょっと何か考えていかないと、このまま県立大学は埋もれていってしまうんじゃないかなという。特に、今はもう大学全入時代に入っているんで。そうですよね。大学の定数、要するに募集定員と、受ける人の人数が同じぐらいになってしまっているんです。そういう中で、募集をしていくわけですよ。まあ、ことはたしか競争率が高かったとかいう話を私は聞いているんだけど、そういう中で、ほかの県とも競争してやっていくわけですよ。そうすると、果たして本当に目指しているような国際人を、この県立大学が教育していけるのか。人材育成をしていけるのかという心配が非常にあります。それについてどうですか。

宮下私学文書課長 留学生については先ほど申しあげました中国でございます。おっしゃるとおりでございますが、確かに国際政策学部と言うには、まだその緒についたということで十分ではないというふうには思いますが、今回、中国、それからアメリカといったところと交流協定を結ぶというようなことを今後ベースにいたしまして、それを確実に実施していく。さらには、それらを発展させていくことによって、国際化を一步一步進めていくというようなことが必要であろうと考えております。

内田委員 これは、私たちみたいな議員の立場でも非常に心配な部分があって、短大はそれなりの使命を終えたからいいんですけれども、女子短大から4年制の大学へ移行する。私立の英和短大もそうです。だけど、向こうは共学にして英和大学という大学にしたんだけど、県短の方も同じだと思うんです。短大の使命が終わって、さあというときに、さあ存続するか、廃止するかという議論もこの中であったわけです。だけど、残していきたいと。残していくのであったら、やはりそれなりの、さっき私がコンセプトは何ですかと聞いたことが、まさにそうなんです。一番大事な部分。何をしていくのか。そして、もっと言ったら、大学というのは、私がよく言うのは入口と出口なんです。どういう人を迎え入れて、どこへ送り出していくかについて大学の中にきちんとしたものがなければ、大学を運営していくのは難しいんです。今からの時代、当然そうだと思う。看護大学というのは、それができていると思うんです。そうですね。非常に明確な目的を持った人が入ってきて、それなりのところへ入っていく。入口と出口というのが非常にはっきりしている。だけど、国際政策学部というのは非常にあいまいとしています。どういう人

たちが来て、どこへ出ていくんだという。そういうところを私は聞いたかった。

それがコンセプトなんです。大学というものの使命はそこなんです。どういう人を受け入れて、どこへ送り出していくのかということです。そういう使命をしっかり担って行ってほしい。県民だれもみんなそう思います。山梨県のお金を使っていくんだから。せつかく4年制の大学にするんだから、入口もしっかり、出口もしっかりしてほしい。そういうことを、もうスタートしたんだから、これからしっかりと据えて考えて行っていただきたい。

そして、さらには、新しい知事さんが観光だとか、あるいはデザインだとかいうこともその中に入れたいんだと考えているんです。これ、政策の中に入っているんです。公約の中に。入っているんだから、その辺も含めて県立大学の、私はスタートしたばかりだけれども、あり方をやはり考えていくべきだなと思うんですよ。その辺はどうですか。そんな議論まではしたくないけれども、でもそれはする必要があると思うんです。それだけ聞いて終わります。

宮下私学文書課長 国際政策学部というふうな大きな看板を掲げている中で、グローバルという造語でございますが、そういう視点で人材を養成していくということで、地域から国際化に対応できる能力を備えた人材を養成していくんだということを考えておりますので、それを実現できるような努力をしてまいりたいと考えております。

それから、もう1点のデザイン学科等につきましては、その新設等につきましては、当面そういうものも視野に置きながらデザイン講座、あるいは観光講座というようなものを実施しながら、そのニーズ等を探っていきたいと考えております。

内田委員

1点だけ。それでは、後で私の方へ教えてください。今でなくて結構ですからね。設立をした当初のさっきの言葉。グローバルという言葉、それからあのデザイン。募集要項に出したデザインがありますね。手のひらがあって、何か上に乗っかっているデザインですが、あれは完全にパクリなんだけれども、だれが考えて、どういうふうにしたのかということだけ教えてください。設立準備会がやったのか、それともどこかのコンサルに頼んで、そこが取ってきたのか。でも、これは、一生残るんです。スタートしたんだから。言葉としては、あれ、早稲田大学のつくった言葉なんです。悪いけど。だから、その辺だけ私に後でいいから教えてください。

(県立大学学長の任期について)

丹澤委員

7期の土屋先生、3期の森屋先生、内田議長さん、その間隙を縫って質問するのは。代表質問でもお話をさせていただきましたけれども、企業誘致をするときに、大阪府が武田製薬を「200億円出すから来てくれ」と。もともと武田製薬というのは、あそこにあったんですね。それが試験研究機関をつくりたいということで誘致合戦になりまして、御存じのように神奈川県藤沢市が名のりを上げました。向こうは80億円しか出さなかった。しかし、結果的にどこを選んだかということ、これは神奈川県藤沢市を選んだわけです。なぜ選んだんですかというふうに聞きましたら、とにかく魅力的な人材がたくさんいる、得やすいところだと。それで神奈川県藤沢市に決めたと言ったそうであります。今、内田議長さんからお話ありましたように、山梨県立大学、ここでいい人材を養成してもらうことは山梨県の宝をつくる

ことですから、ぜひお願いをしたいと思っております。

そこで県立大学についてお伺いいたします。現在、県立大学の学長さんの任期は定められているのでしょうか。

宮下私学文書課長 現時点においては学長の任期や選考方法を定めた学内規定はまだ整備されていないというふうに承知しております。

丹澤委員 現学長さんはどなたが任命をすることになったのでしょうか。どなたが任命したのでしょうか。

宮下私学文書課長 平成17年開設時に前知事の時代に任命したものでございます。それ以前に平成15年度に学長予定者として指名をして、そのまま任命したということでございます。

丹澤委員 そうすると、任命権者は知事だということですね。そうしますと、知事には現学長を罷免したり、退職を勧告したりすることはできますか。

宮下私学文書課長 任命したのは知事でありますけれども、教育公務員特例法によりまして、知事は学長あるいは教員、部局長等の任用につきましては、学長の申し出に基づいて行うということになっております。

丹澤委員 そうすると、教育公務員特例法によりまして、学長さんは学長さんからの申し出がなければ退任をしなくていいということになるわけですね。

宮下私学文書課長 教育公務員特例法の10条はそういうふうには書いておりますが、その前段として、任期等が通常の場合は定められておりますので、その時期にそういうところで申し出が行われるということでございます。

丹澤委員 そうしますと、今、山梨県の県立大学には任期がないわけですから、任期がないということになりますと、この教育公務員特例法の第10条が適用になる。この10条によると、学長さんが申し出なければ退任させられないということになるということですね。

宮下私学文書課長 任期につきましては、学長は年内に策定すると、整備するというふうに伺っております。任期に関する定めにつきましては整備するというふうに伺っております。

丹澤委員 僕が今聞こうと思ったところを先に答えていただきまして。今まではそうすると、任期がなかったということは、この人は自分が申し出なければ死ぬまでできたという仕組みになっていたわけですね。山梨大学が国立の大学法人になったときに、あのときには2年間で学長さんは変わった。そのときのいきさつのお話を聞いてみますと、選挙によらない方法で選任された場合には、民主的な学園の運営はできないということから2年ぐらいが妥当だということでそういうふうなものを決めたんだそうです。今の県立大学は3年目に入りました。民主的な方法で選ばれた人が国立大学が独立行政法人になったときに2年間で好ましくないといって変わっているんですから、県立大学もそういうふうな方法で早急に、今、今年度じゅうにということですから、ぜひ定めていただきたいと思えます。

宮下私学文書課長 今年度、年内には策定するというので、早速準備に入るつもりでございます。そのように回答を得ておるところでございます。

丹澤委員 学長の任期というのは、大体何年が妥当だと考えていますか。

宮下私学文書課長 大学の学長の任期につきましては、国立大学や他県の公立大学を見ましても1期4年、それから再任の場合2年までと定められているのが通例でございます。本県の県立大学設置前の県立女子短期大学、あるいは看護大学におきましても同様の定めがなされていたところでございます。したがって今後、県立大学におきましても基本的に同様の定めが置かれるものではないだろうかというふうに考えております。

丹澤委員 そうしますと、4年というのは、今の学長さんは今から、定めるところからまだ4年間あるんですか。それとも任期は今回でおしまいになるのか、その辺のところはどういうふうに考えておられますか。

宮下私学文書課長 学長の任期が学内規定によって整備された時点におきます現学長の任期の取り扱いにつきましては、他県の例などを踏まえ、別途の定めが置かれる、附則で別の定めが置かれるということも多いと承知しております。例えば、起算点を変えるというようなことでございますが、そういうふうな定めが置かれるという例も多いと考えております。いずれにしても学内においてそういうものが適切に判断されるだろうと考えております。

丹澤委員 学内というのは、評議会でこういう学則等、任期を決めることになっていきます。そうすると、今の評議会というものの構成メンバーを見ますと、学長さんを選任できる人が過半数で構成されていることになりませぬ。今、現時点の評議会の委員さんは、発足当時ですから確かに知事が任命していることになっていきます。しかし、現実には学長さんからの推薦に基づいて評議会の委員さん、構成メンバーを任命したということになっていきますので、県の方でそういうことをきっちりと、任期等についてはここまで、あるいはもう一つ聞きたいのは、学長の選考規定、どういうふうな方法で選ぶのかということがまだ決まっていなわけですよね。この選ぶ方法がまず民主的であるかどうかということが大事なことなんです。そういうものについては、県はあわせて指導する権限があるのでしょうか。

宮下私学文書課長 今のお話も教育特例法の問題でございますが、教育公務員特例法は大学の自治を尊重し、大学の自主自律を前提に制定されているということでございます。同法の適用対象となる大学である限り、すべての公立大学が適用になるわけですが、外部の介入により学長の罷免をすといったようなことには、いろいろ制度を変えるということができない。だれがどのように定めるのかということにつきましても、公務員特例法に決まっているということでございます。

ただ、先ほどのお話の前段にございました評議員のメンバー等につきましては、最終的には学長が申し出て、任命権者が任命するというケースが多いわけですが、そこに至る過程におきましては、それぞれ学内の選考規定で教授会、あるいは部局長会議というふうなものの審査を経た上で最終的に部局長なりそういうメンバーが決まっているということで

ございます。

丹澤委員

教育公務員特例法は大学の自治を守るということで、いかなるものがしても学長さんを首にできない、罷免できないということですから、本当に大学の自治というのは守られていると思うんです。しかし、山梨県立大学のように発足当初、知事が任命をしてその後、本来決めるべき任期、あるいは学長の選考規定、この一番大事なものを決めないで2年間過ぎてしまった。3年に入っている。そういう時点で、教育公務員特例法で何人も侵せない大学自治だというふうなお考えのようではありますけれども、設置者である県が大事な規定を定めるということぐらいは、それは言うべきことだと私は思いますけれども、いかがでしょう。

宮下私学文書課長

学長の任期や選考に関する規定でございますが、これは平成15年7月に設置した新県立大学開設準備委員会における学内規定整備の検討の中で、開学後に大学において整備するということが大学には了解されたものでございます。これまでも折に触れて規定の整備を要請してまいりましたが、大学におきましては、早期の公立大学法人化ということを念頭に置く中で対応がくれたと伺っております。

丹澤委員

では、先ほどの答弁のように、今年度中に、いや、年内ですね。年内に両方の規定を設けるといふふうに理解してよろしいんですね。

宮下私学文書課長

そのとおりで結構でございます。

(県の財政運営について)

丹澤委員

今度は財政問題について。森屋先生が1兆円という話をしました。立場が変わると同じことを逆で言うんだなと思いながらお話を聞いておりましたけれども、実は8,800億円のうち交付税の算入にならないのは4,000億円だよと、大したことはないよと言ったら、たしか森屋先生は強くそう言っていたことを記憶していますけれども、今回新しく発行した地方債、臨時財政特例債。この臨時財政特例債は、今まではこれは交付税特会が借金をしていたものを、これを交付税特会全体で、地方全体が借金するのはできないということで、これを地方に、それぞれの発行する地方公共団体に借金を負わせるという格好で打ってきたために、借金がふえていると。で、交付税が大丈夫かということなんですけれども、私も確かに森屋先生が言うように、これは事業費補正で入ってしまうものですから、交付税全体から見ればみんな食っているんだと。だから、たくさん発行した方が勝ちだということになってしまって、まさに総務省の補助金化しているじゃないかということ、地方の団体の人はみんなそう思っている。

ところで、財政再建というのは、今の山梨県の財政から見てどうすることだと思っておりますか。

原財政課長

財政再建につきましては、まさに先生がおっしゃられるとおり、王道は「入るをはかって出ざるを制す」という世界であると思っております。ただ、一方で、入るにつきましては県税、それから交付税につきましても制度で縛られている部分がございますので、そういった中できる限り税収を増やしていく。これが入るをはかる世界だと考えています。また、出ざるを制する世界でありますと、歳出削減、これを徹底して行うということでありまして、先ほど

森屋先生からの御質問にもありましたが、県債という観点から見ますれば、公共事業、準公共事業、こういったものを一定程度減らしていくということがございますでしょうし、また、その他の事業予算につきましても、県、市町村の役割分担、それから公共性機関、民間セクターとの役割分担、こういったものを見直しつつ、聖域ない歳出の削減を行っていくこと。この2点だと考えています。

以上です。

丹澤委員

今、地方財政が危機かどうかをはかる指標として、真っ先に挙げられているのが、昔は起債制限比率、最近は変わりまして実質公債費比率というものが使われているのですけれども、山梨県はこれで見ると高くないわけですよ。高くないというのは、要するに交付税で算入されている部分があるから、実質的に8,700億円、8,800億円あるもののうち、ほとんどが交付税で入ってしまっているから、こういうふうな指標を計算するときにはぐっと落ちてしまって高くない。だから、地方債に関しては山梨県は健全なんですか。

原財政課長

地方債に関して健全かどうかというのを客観的かつ一元的に、ここに位置しているから安全だとか安全でないとか、すばっと言い切れるものではありません。一方で、では、何を指標にして見るかといった際に、一つは、先生御指摘の実質公債費比率。これは13.0%となっております。一つの起債をする際に総務省サイドからの許可、こういったものが必要になってくるかどうか。もしくは実質的な判断で起債が発行できるかどうか。こういったもののメルクマールとして一つ、実質公債費比率という指標があります。

また、財政をはかる際には経常収支比率と申しまして、どれだけ財政の弾力性があるかという指標もございまして、こういったものを幾つか見合せながらはかるということになると思います。

端的に申しますと、これだけの起債残高がありますことと、それから全国的にも起債残高が高くなっておりますが、決してこれが健全な状況だとは認識しておりませんので、そのために今後も県債残高を少しでも減らせるように努力してまいりたいと、こう考えている次第でございます。

丹澤委員

要するに、財政は一面的に見られない。前のときには財政は健全であるという指標として挙げたのが、経常収支比率が全国第2位だと。だから安全だといって、そういうふうに確かに言われた時期もありました。しかし、今、財政課長さんは、一面的に判断できないと。そのとおりなんです。財政というのは一面的に判断できない。経常収支比率のうち、先ほど言われたように、硬直化している山梨県が88.9%。こんな状態でもう90%近いようになったらこれは危ないと、昔はそう言われていた。ところが、日本じゅうがこういう状態だから余り危機感も感じない。山梨県の経常収支比率の中身を見ますと、人件費が39.4%。88.9%のうちですよ。そして、公債費が27.4%。この2つで既に65%を占めてしまっているわけですね。そうすると、財政再建を図るといというのは、僕は、入るをはかると言ったけれども、先ほども皆さんも言っていましたけれども、入るをはかっただけで、今の交付税制度からいくと、もうけたうちの75%は交付税を減らされるんですから実質は25%だと。その25%も企業誘致をしても、特別措置法でもって減税されたり、あらゆる制度でもって減税になっているわけですから、ほとんど数年間は入らないという状況になってくるわけですし、なかなか入る

をはかる方法は難しい。とすると、あとは出ずるを制するほかないじゃないかという話を本会議のときにも代表質問させてもらったわけですね。

その出ずるを制するのに、これは1人じゃできない。県庁職員全体が心を1つにしなければできない。うちは貧乏だと。うちは貧しい。お父ちゃんが幾ら言ったって、子供たちはお母ちゃんがお金をどんどん使っていれば、ちっともそんなことは思わない。それと同じように全員が心を1つにしないといけない。

ちょっと別の話をさせてもらいますと、西友の会社が左前になったことがあります。西友が立て直した。そのときにあそこの社長さんの話を聞いた。社長さんは、私の会社はISOの14001で立ち直りましたと、こういう話をしたんです。御存じのように山梨県も取っていますよ。ISO14001。これは紙1枚、鉛筆1本、電気消す、水道とめる、これをするによって地球環境を守るという、こういうふうな制度です。これをてこにして社員の心を1つにした。で、私の会社は立ち直った。だからこの14001はいいっていいって話をしてくれた。私も当時持っていったら、ときの総務部長に、指定してもらうのはやめると、即座にけとばされた。そういうふうな山梨県、その後14001取ったんですよ。取ったけれども、どうなんでしょうか。どれだけ山梨県、その14001の効果があったのか、非常に疑問に思うわけであります。

だから、そこなんですね。僕も職員出身で人件費を減らせとは言えませんが、いずれ民間の会社が真っ先にやることはリストラなんですよ。あるいはベースダウン。どちらかしかないんですよ。とすると、これは人でなければ行政というのはできない部分もたくさんあるんです。ものをつくったり、事業費があたりするからできるというものでもない。人でなければできないものがたくさんある。こういうふうなものもありますけれども、今、何が問題かということ、事務手続が煩雑過ぎる。

実は、後で人事委員会にも御質問しようと思ったんですけども、私のところのある工事をした後、道路が2段になってしまった。片方に既存の道路があって、そこに新しい道路、工事物がつくってある。そうしたら、その道路が2段になってしまって、両方が狭くて使えない。これをフラットにしてくれたら2倍の面積になったのに、何で土破で片方をして、こんな道路をつくったんだと住民の人が言ってきた。私のところに言ってきたから、「それ、工事しているときに言ったんですか」「県の職員が来たから言った」。言ったけれども、土建屋さんが、建設業者が、「そこを、おかしいから直してくれ」と県の職員に言ったら、県の職員は「設計どおりにしてください。設計どおりにやってください」と言ったと。それでみんなが「なぜそんな設計どおりなんだ」と。「いや、実は、設計変更することは非常に手続が複雑で、時間がかかるから工期が間に合わなくなってしまう。だから、設計どおりにしてください。直すのは後でします」。ところが、それは直らないまま道路が半分になっちゃったという事態になった。

そういうふうな、人を減らすんだったら事務量を簡素化してやらないと。それは労働強化になってしまう。本来ならば企画部で話をするべきことなんでしょうけれども、そういう事務手続を簡便にすることも大事なことだと思う。財政課長さん、そういう部分まで行かないと思うんですけど、人事課長さんも総務部長さんも、きっとそういうふうなあれがあると思いますが。ぜひ事務の簡素化をまず図らないと人は減らせない。

だから、今、山梨県が財政再建をする上において、支出を抑制する。森屋先生が言われました。こんな仕事、本当に効果あるのかなというのはたくさ

んあるはずなんです。やっていけばいいというものでもない。それをよくじっくり精査するのが財政課じゃないですか。財政課が予算をつけた後、それを執行管理するようなことをしないで、予算をつける前にしっかりと精査をして、だめなものは、事業がない課があってもしょうがない。そういうことをぜひ査定の段階でしていただきたい。財政課の査定方針についてぜひ伺いたい。

原財政課長

財政課のというか、県庁全体としての話だと思っております。あと企画も関係してくるのかもしれませんが、アウトプットという指標よりはアウトカムという指標に、行政評価についても現在、シフトしてきております。どれをどれだけつくったか、サービス量をどれだけ提供したかではなくて、住民満足度をどれだけ高めたかという視点であると考えておまして、その意味では行政サイドがみずからの仕事をつくってやった気になるというのではなくて、それに伴って県民満足度がどれだけ高まったかという視点が最も重要だと考えております。

その意味では、限られる財源の中で、取捨選択をさせていただいて、丹澤先生がおっしゃられるように、事業のない課、もしくは非常にシャビーな事業しかできない課、こういったものが出てくる可能性もありますが、なるべくその事業の簡素化を図るとともに、県民満足度を高めると、こういう視点から予算の構築を今後も努めてまいりたいと思いますので、先生方もまた御意見、御支援もいただければと思う次第であります。

以上です。

丹澤委員

僕は本会議のときに再質問がちょっと中途半端になってしまったんだけど、私は、実は、財政再建する方法で、自治体が一番楽だと思ったのは、何も仕事をしなければ、すぐ財政再建できると思っております。4,000億円の収入があるわけですから。何もしなきゃいい。事実、私も市町村課にいたときに、そういうふうなことを言ったときもあります。町長さんで怒ってきたところもあります。しかし、忠実にやった町村もあります。その人は喜びました。しかし、住民は黙っていない。どうするか。細かい仕事をたくさんやってやるんです。「そこ直せ」「はい」「道路曲がってる。直せ」「はい」、そういう細かいことをいっぱいする。そうすれば住民は、そこでひとまず不満は解消されるんですね。

今回、山梨県の場合に、準公共事業、つまり県単の事業が12%カットして29億円減りました。29億円。そうですね。そして、公共は5%カットして、全く同じく29億円減りました。58億、両方で減ったわけです。しかし、今、環状道路、新山梨環状道路、あれ1キロ幾らかと聞いたら、1キロ100億。それは計算違いじゃないのかと。中部横断道ですらも70億と言っているのに、何であの環状道路が1キロ100億かかるんだと。いや、間違いじゃありませんということで、僕は何度も聞き直しましたがけれども100億です。あそこが100億円で、準公の29億円を減らして、そして今、県内の総生産額の1割、雇用のうちの1割を、土建屋さん、建設業者は今、占めているんです。その人たちが29億円減らされたために仕事がなくなってしまう。あちこちで業者がつぶれています。

僕も選挙で歩きましたら、雪が降ったときに、あの業者が今まで朝黙っていても雪かきをしてくれた。あの人がつぶれちゃって、今度はだれが雪かきをしてくれるんでしょうか。そういう業者は1年に数回しか使わないための雪かきの機械を持っているんですね。そういう人が何で生き延びているかと

いうと、この準公で生き延びているんです。この準公、地域の小さな業者が災害が起きたときに、そこの土砂をのけてくれるのは、地域の小さな業者が自分で重機持って行ってどかしてくれて、軽トラが通れるぐらいの道をあけてくれる。これも地域の業者なんです。別にこの人たちは、金取ってやっているわけじゃない。こういう人たちが地域にあらゆることで貢献していると、私は選挙期間中、つくづくと思ったわけです。

そういうものが生き延びている29億円を山梨県の公共事業、さっき森屋先生からも日本で一番高いと言われたけれども、あれは構成比で一番高いだけでありまして、金額で高いわけじゃないんです。構成比が高いと。全体に占める割合の構成比が高いということですから、ぜひ準公について、地域の経済を回す意味でも何とかこれを残していただきたいというふうに工夫をしていただければありがたいと思います。

古賀総務部長

全体にかかわる話でありますので、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。特に財政の健全化、とりわけ県債残高の削減ということを進めていこうとする場合には、公共事業のある程度の縮減というのは、これは避けて通れないということは思っております。ただ、本県におきましては本会議で知事もたびたび御答弁させていただいておりますとおり、特に建設業が主要業種であるということは十分認識をしておりますし、そういう点では県内景気に与える影響というものを加味した場合には、公共事業の縮減というものを進めていく場合にも最大限配慮して、段階的にやっていく必要があると思いますし、また、限られた公共事業の執行ということにつきましても、最大限、県内業者の受注、あるいは県産資材の活用といったようなことに留意していく必要があるかと思っております。

とりわけ準公共事業につきましても、本県、地元にも密着した業者にとって非常に大事な事業であり、また、お話がありました維持修繕等につきましてもは住民生活にも非常に密着した部分ということもありますので、これまでも準公共事業の総枠につきましてもは段階的に縮減はしてきておりますけれども、その中での維持修繕費というものにつきましてもは、基本的には同額を維持するという方向をもって当たってきておるということでございます。

今後、財政構造の全体の改革を進める中で、ある程度公共事業のあり方についても、トータルの中での議論はどうしてもやっていかなければいけないと思いますけれども、特に短期間での急激な変化は、県内経済への影響、あるいはダメージも相当になるということは十分認識をした上で、やはり将来にわたっての道筋をきちんとつけていくということに重点を置いて、きちんと今後、当面どういう財政運営をしていくかというのを考えていくことが大事だろうと思っております。

その点、ただいまいただきましたお話等も踏まえまして、我々、行政改革大綱、年末の策定に向けまして十分検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(ミネラルウォーター税について)

木村委員

ミネラルウォーター税につきましてもは、先般の本会議で質問されまして、納税義務者が特定かつ小数のものに限定され過ぎていること、それからミネラルウォーター業界の受益が他の業界の地下水利用からの受益よりも特別に大きいとする根拠を客観的に示すことが困難であるということの問題を指摘をされまして、ミネラルウォーター税について終止符を打つたと、そんなふうに新聞にも出ているんです。

そこで、反論するわけではないのですけれども、ミネラルウォーターというのは、くみ上げたまま、そのままが商品になって山梨県から持ち出されてしまうというのが、私は問題だと思うんですね。工業なんかのは結構、循環をして使ったり、それがまた川に戻ったり、蒸発して雲になって雨になっていますが、循環をされている部分があるのですが、ミネラルウォーター業界はそのまま持って行ってしまいます。そこで、特定かつ少数のものに限定され過ぎているということについて、ミネラルウォーター業界というのは、どのぐらいの業者数で、地下水をはかることはできないのですけれども、大体どのぐらいの水量を、人数と水量なんかはその時点でわかっていたらちょっと教えていただきたいんです。

酒井税務課長

水量の話ですけれども、山梨県で地下水の水量が全体に1億4,700万トン使われていると言われておりますけれども、そのうち工業用水が3,400万トン。そのうちミネラルウォーターに使われているのは71万1,000トンというのが17年の統計でございます、工業用水全体の2%ぐらいということでございます。

木村委員

わかりました。そういうことでこういう結果が出たということですね。わかりました。そうは言っても何か釈然としないのですが、まあ、しょうがない。

しかし、一方、答弁の中に、林業の不振や林業労働者の減少、高齢化等によって管理の悪化、森林の荒廃が進んでいて、森林整備のための財源の確保が課題になっていると述べられているわけであります。そこで、私は、自分自身は環境問題で水の問題にも取り組んでいるのですけれども、何しろこの山紫水明の山梨を次代に継いでいきたいというのが一つ、私のモットーなんですけれども、このことは県民全体で考えていかなければならないと思うわけです。山梨県は全国の中で2番目の森林県であるということと、それから県民もたしか1兆円ぐらいの森林による恩恵を受けていると、報道で読んだこともありました。それから、他県でも24県ですか、森林環境税のような税収を取っているというところもあるというようなお話も伺ったわけあります。

そこで、特定じゃなくて薄く広く課税するという、その税の理念と、公平とか中立とかという税の原則から、例えばですけれども、私、県民に怒られるかもしれないですが、県民が1軒当たり、本当に個として幾らとも言えませんけれども、少しの金額を1世帯が出すと。県民税に少しずつ上乘せをすると。それに会社とか法人の規模とか、先ほどの水量に応じて課税をするということの中で、ミネラルウォーター税でずっと平成12年から審議をしてきたという過程がありますから、さらにその研究の上に立って、県民全体で水源税といいますか、県民全体で水源林を守るための森林税といいますか、保護をしていく必要を私は感じるわけですけれども、どのようにお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

酒井税務課長

知事が本会議の方で答えておりますけれども、まず森林整備の財源確保ということで、山梨県の森林、県民のみならず、水源かん養についてほかの県にも及んでいるということで、広く整備にかかる費用の負担のあり方を議論する中でとおっしゃっております。税というものは一種の手段でございます、まずだれがそのものを負担するかというものがあって、その手法はどうするのかというところで税という話が出てくるわけでございます。税の方が

ら考えますと、まずそういった議論が先にあるべきだろうと考えております。
以上です。

木村委員 わかりました。そういうことの中で、これからもそれに取り組んでいくというふうに解釈してよろしいですね。

酒井税務課長 この整備の費用の負担のあり方の議論というのは、森林当局がすべきものだと考えておりますので、その議論を見ながら、私ども、その中に税という形の手法が適切であるならば参加していくという形になろうかと思えますけれども。

(消防救急無線のデジタル化について)

木村委員 わかりました。私が言いましたように、山梨県という特異な森林県という中で、ぜひ。それから先ほどから出ています税収という点からも、これは目的税でありますけれども、みんなで考えていかなければならないことだと思います。

次に、消防のことで少しお伺いしたいと思います。平成28年の5月31日までに消防無線がデジタル化されると聞いています。アナログから切りかえるに当たりまして相当な費用がかかるわけですがけれども、切りかえの必要性についての説明が今までなかったわけです。総務省、消防庁の打ち出した方針かもしれないわけですがけれども、アナログからデジタルへの方向づけがなされた経緯、デジタル化することのメリットについてお伺いしたいと思います。

笹本総務部次長 実は、木村議員さんが質問されたことにつきましては、平成17年、一昨年7月に消防庁の方から通知が来しました。これによると、平成28年の5月までに、消防救急無線についてはデジタル化をしなさいと。何でそういうふうになったかと申しますと、その2年前に国の電波法関係審査基準というものがございまして。ここで日本全国の電波網をどういうふうにするか調整をしているわけですがけれども、それが消防の方に行き渡って、消防庁は全国の消防本部で使っている無線を28年までにデジタル化しようというふうな通知でございまして。

現在はアナログの無線機を使っておりますけれども、このデジタル化になった場合、現在、大規模災害、全国あちこちで起きております。従来のアナログ無線ではなかなか無線が大部隊が入ってきたときに思うにまかせないということで、その点、デジタル化しますと、大部隊が入ってきても即座にそういった情報の運用が容易にできるということです。また、119番通報で民間から消防本部へ通報があった場合、ラインが満杯ですとなかなか話し中で中へ入れないと。しかし、デジタル化になりますと、こういった点も容易に複数の件数が受理できるというメリットがあります。

そのほか、現在使われている無線というのは、御存じかと思えますけれども、一方通行といいまして、1人がしゃべり終わらなければ次の人がしゃべれないというふうなことでありますけれども、デジタルになりますと、電話と同じように双方向で話し合いができる。あるいは、このデジタル無線の回線を使いまして、災害現地からファックスですとか、あるいは静止画像、そういったものを本部の方に報告ができるというメリットがあります。

木村委員 デジタルの方が容量が多いと。画像の送受信なども活用できるというよう

なことでありました。そういうメリットは理解できたのですけれども、デメリットというマイナス面も私の知り合いからですけれども、指摘をされています。デジタル化によって通話距離が短くなるために、中継局でカバーをしなければならないが、この中継局が多くなればなるほど、大規模地震の発生時のときの故障率がはね上がって防災には不向きではないかと、そんなふうにも書かれているのですけれども、その点はどうでしょうか。

笹本総務部次長 波が若干短くなるということがありますけれども、実はデジタル化にもいろいろなシステムがございます。ちなみに、現在県で行っているのはTDM A方式といいまして、そういう方式もあれば、現在、国の消防庁が考えているのはSCPC、いわゆる若干弱目になるので、それをカバーするために相当強力な電波を使って広範囲にそれを流そうというふうなシステムがとられております。そうして考えますと、単純に考えると、地形等を見ますと、中継所が結構多くなるのではないかというお考えもありましようけれども、この専門のシステムを使った場合には、そういった中継所も数が少なく済むのではないかと考えております。

木村委員 なんか、TDM Aとか専門用語が出てきて、その辺はよくわからないんですけれども、強い電波が出るということで、そのことはわかりました。デジタルは回路が複雑で、消費電力が多く、バッテリーの消耗が激しいということもお聞きしてありますが、そうなりますと、携帯無線機の使用時間も短いものになると。長時間の災害復旧活動には不向きではないかと、そんなふうなことも問題点としてあると言われているのですけれども、アナログと比較をしてマイナス面もあるのではないかと思うのですが、県としてはそういうマイナス面について把握していらっしゃるのでしょうか。

笹本総務部次長 実はデジタル化の問題ですけれども、たまたま本県では18年度、19年度、これは議会の御承認をいただいて、現在、防災行政無線の再構築をしております。これがまさしく今言ったデジタルに切りかえるということでございますけれども、実は従来の無線機よりも非常にコンパクト、しかも長時間話ができるというメリットがあると聞いております。デメリットの方は余り聞いてはおりません。

木村委員 そうおっしゃると思っていました。いずれにしましても、もう時代ですから、そういうふうな、すべて警察もそうですということで、そういう時代になってきているのだということはわかっておりますので、無理を言っているわけではないのですけれども、デジタル化には大変な予算が必要だと。国全体で1,000億円も必要ではないかというようなことも言われているわけです。山梨県は急峻な山が多くて、電波も携帯なんかも大変途切れるようなところが多く、電波が届かないというところも多いんじゃないかなと。そうすると、中継所もたくさんつくるために費用がかかるのではないかなと、そんなふうなことを考えて、やはり県民に理解をしていただくということが一つ。それからもう一つは、消防庁が言ったからということでなく、県議会でもこういう問題が出て、山梨県でもこんなにお金がかかるんだという、その準備といいますか、消防行政という大きな点では、それに対してどうじゃないんですけれども、やっぱり県民の命や財産を預かっているということの中で、地方分権という言葉がよく言われているわけですけれども、山梨県としてはこうなんですということをこれからもしっかりつかんでいただいて、

国の方に言うべきことも言っていたらいくということ私は思ったものですから質問させていただきました。ぜひこれから、そういう点でよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

(県職員の採用方法について)

丹澤委員

職員採用についてお伺いいたします。組織は人なり。また逆もあります。いい人であっても、組織に出してくれなければ、これまたいけないわけですが、まずそうは言っても、いい人を採らないことには山梨県政がよくなる。人材の宝庫だと言われてはいますが、人を採用するに当たって、山梨県庁職員、確かに知識は豊富であります。問題は、この知識を知恵に変える力、これをぜひ欲しい。と、私も職員時代にそう思っていました。民間なんかの話を聞きますと、特にマスコミ関係の人の話なんか聞きますと、最後は社長さんまで出てきて面接をするというふうなこともあるようです。それだけに、短時間の間に人の能力を判断することは大変難しいことだと思いますけれども、山梨県の採用方法についてはどういうふうな方法で採用しているのでしょうか。

名取人事委員会事務局次長 確かに、若い人の中には知識はあるけれども知恵がない、あるいは経験不足などから未熟で鍛えられていないという人間がふえてきているということがございます。その中で県職員としてやっていけるのか。あるいは使ってみたいと、この人をですね。そのような人物を厳しく選別するという必要があるかと思えます。人事委員会では、そうした、受験者のバランスのとれた人格ということとともに、特にコミュニケーションの力、チャレンジ精神、そして主体性といいますが、そういったふうな資質、能力を見るということにしております。

そこで、採用試験に当たっては、専門的な知識、知能を検証するのを1次試験としまして、表現力、積極性、社会性、広く人間性を検証するというような試験を2次試験として実施。そういう中でさまざまな角度から評価をして人物を重視した試験採用を行っているところでございます。この2次試験につきましては、特に論文の試験、それから適性検査、これを3種類。そして面接試験を3回にわたって行っています。いろいろな試験方法、これを踏まえまして、時間の許す限り、大勢の試験官のいろいろな角度と目から人物を見極めて、優秀な人物を採用するというように努めております。

丹澤委員

ある一定の知識は必要でしょう。だから、それは一たん筆記試験で、ある一定の足切りをすることはもちろん大切なことですが、問題は、面接でいかにして人物を見抜くかということでもあります。

この間もある人と話をいたしましたら、課題を出しました。「子供さんと奥さん2人がおぼれていました。1人しか助けられません。どっちを助けますか」と面接官が聞くんだそうです。悩んで結論を出さない。「あんた、決断力がない」と、こう、次の人が聞く。「息子」と言うと「なぜですか」と来る。「あなたは非情じゃないか。愛する妻を助けられないのか」、逆の人が聞く。そういうふうにして、面接官があらゆる方から既にみんなが聞くことを決めておいて、突っ込む人と助ける人と、そうしておいて心の動揺を読み取るようにしてみんな決めていくという話をしていました。

確かに皆さんもそうでしょう。「子供さんと奥さんと2人がおぼれた。1人しか助けられない。どっちをあなたは助けますか」と聞かれたら、果たし

て何と答えるのか。妻だと答えたら、あなた非情だよと、逆の人が言ったらまた動揺するでしょう。そういうふうな面接をすることによって、面接官がそういう面接をあらかじめ用意することによって、いい人が採れるということでもありますから、人事委員会でも3回ですか、面接は。向こうだって受かりたいことは必死なんです。そればかり勉強してきているんです。そういうふうな公務員の専門の学校の先生に聞きましたら、面接なんてちょろいと。数分間、耐え忍んでいれば通ると。これのないように、山梨県の人事委員会、そういう工夫をぜひしていただきたい。ぜひ局長さん、お願いいたします。

石井人事委員会事務局長 将来の山梨県をしょって立つ優秀な人材を確保するということは、最も重要なことです。ということで、柔軟な思考能力、表現力、また豊かな人間性、そういった人間性。英語ができる、数学ができるというばかりでなくて、やっぱり人間性が一番大事だと私は思っています。そういう人を面接、また適性検査、そういうところで見抜いて将来の山梨県をしょって立っていく優秀な人材を確保していくよう努力してまいります。

その他

- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に一任した。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件について配付資料のとおり決定した。
- ・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県外調査は来る9月5日から7日まで実施することとし、場所等については、後日通知することとされた。

以 上

総務委員長 渡辺 英機